

地方議会活性化シンポジウム2014 パネルディスカッション

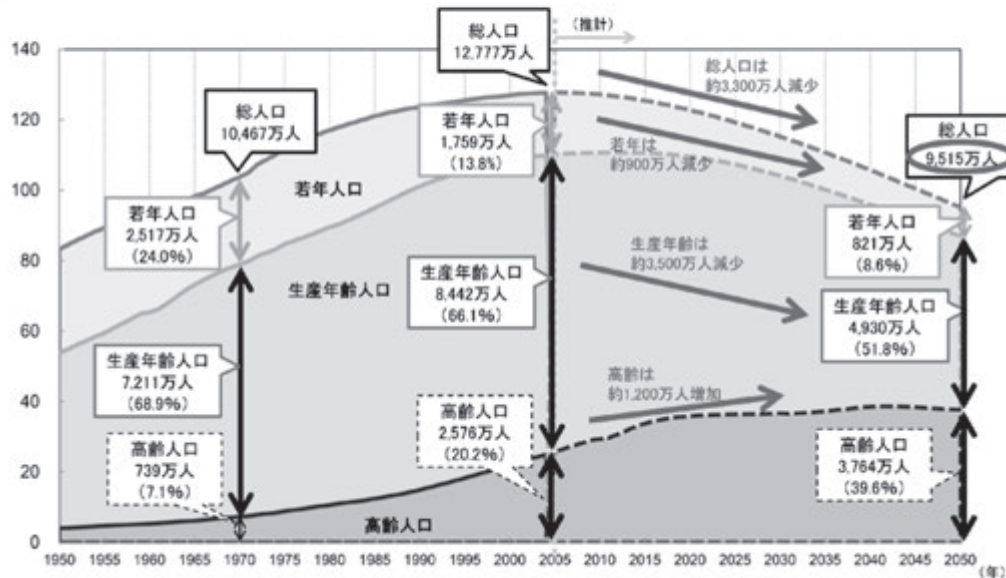
～地方自治体の政策形成に果たすべき地方議会の役割～

日本放送協会解説副委員長
城本 勝

地方議会を取り巻く環境

我が国における総人口の推移(年齢3区分別)

- 我が国の総人口は、2050年には9,515万人となり、約3,300万人(約25.5%)減少。
- 高齢人口が約1,200万人増加するのに対し、生産年齢人口は約3,500万人、若年人口は約900万人減少。その結果、高齢化率は約20%から約40%に上昇。



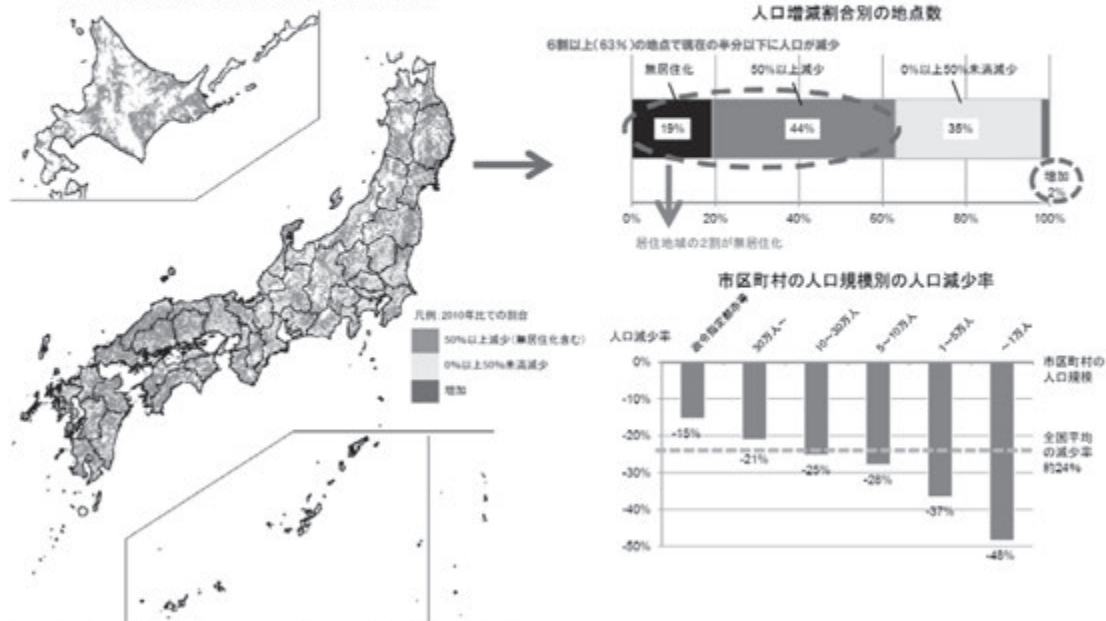
(注1) 「生産年齢人口」は15～64歳の者の人口。「高齢人口」は65歳以上の者の人口
 (注2) ()内は若年人口、生産年齢人口、高齢人口がそれぞれ総人口のうちの割合
 (注3) 2005年は、年齢別人口を各道県別に按分して示している
 (注4) 1950～1959、1971年は沖縄を含まない

出典:「国土の長期展望」中間とりまとめ 概要(平成23年2月21日国土審議会政策部会長期展望委員会)

人口の低密度化と地域偏在

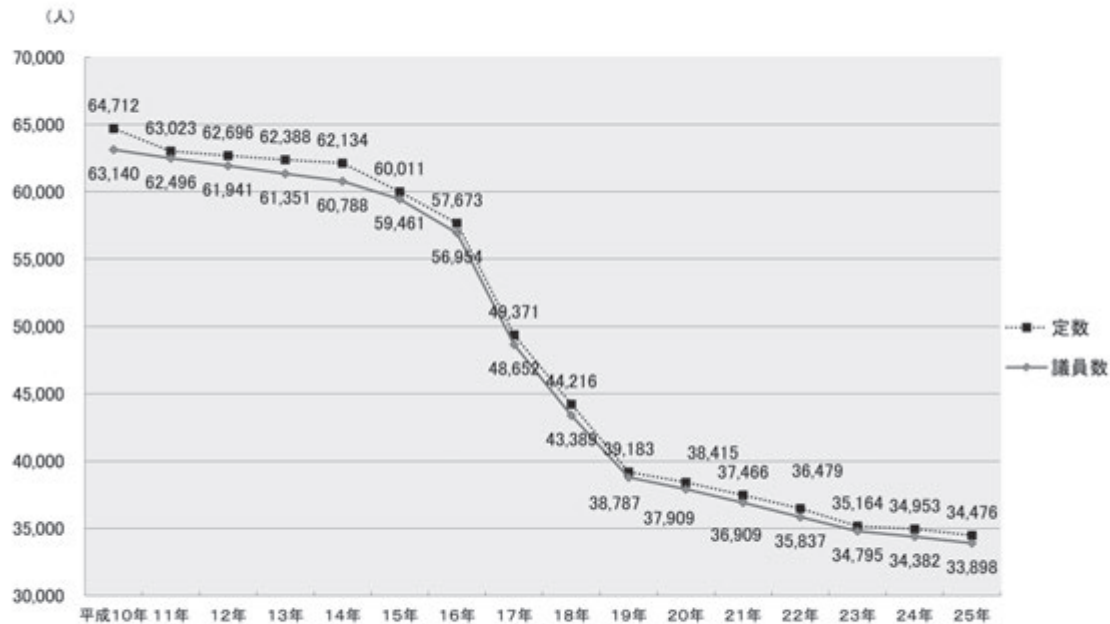
- 2050年までに、現在、人が居住している地域の約2割が無居住化。
- 全国を「1km²毎の地点」で見ると、現在の居住地域の6割以上で人口が半分に以下に。

【2010年を100とした場合の2050年の人口増減状況】



出典:国土交通省国土政策局「国土のグランドデザイン2050 参考資料」(平成26年7月4日公表)

地方議会議員数の推移について

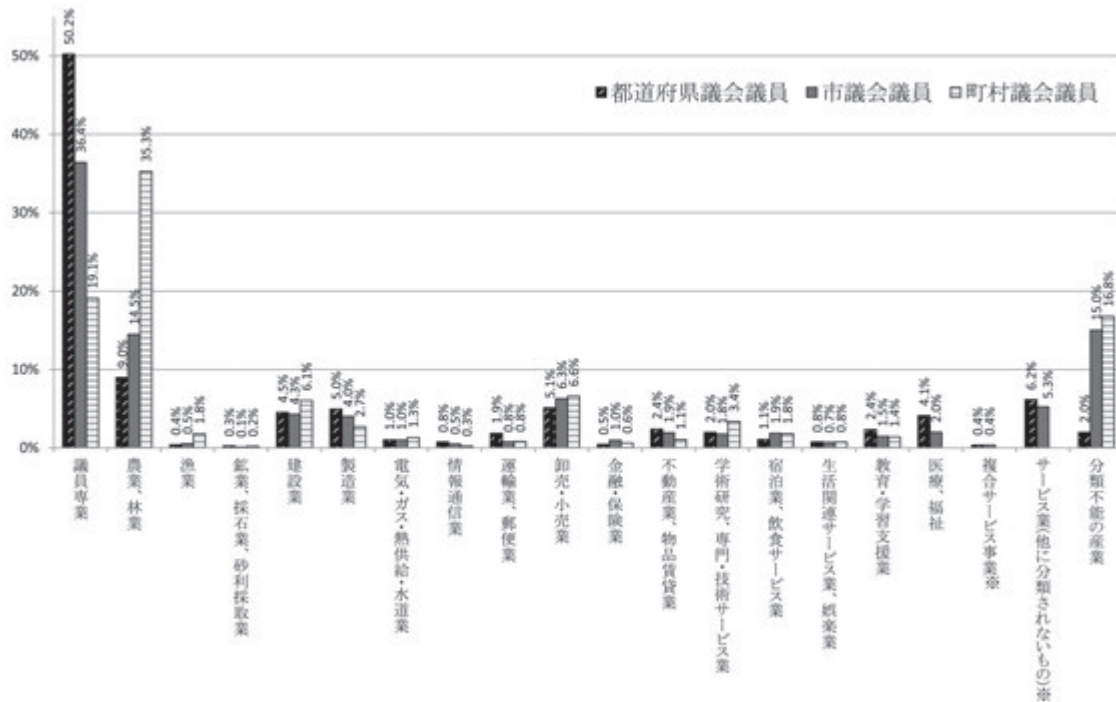


注1：各年12月31日現在の計数である。

注2：「定数」は、地方自治法第90条第1項及び第91条第1項の規定により条例で定める定数である。

出典：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」

地方議会議員の概況(職業別の状況)



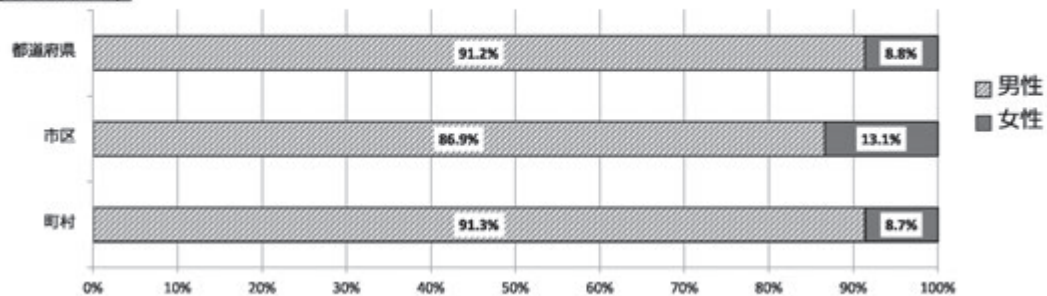
注1：都道府県のうち福島県、東京都、神奈川県、三重県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、大分県、宮崎県を除かれている。

注2：「※」を付した項目は、「町村議会実態調査」において調査していない。

出典：全国都道府県議会議員職業別調（平成25年7月1日現在、全国都道府県議会議員会）
市議会議員の属性に関する調（平成25年8月30日現在、全国市議会議員会）
町村議会実態調査（平成25年7月1日、現在全国町村議会議員会）

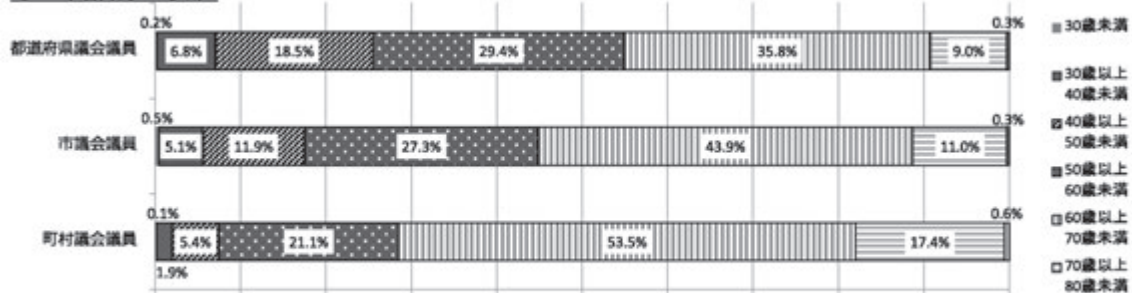
地方議会議員の概況②（男女の比率、年齢別の状況）

○ 男女の比率



出典：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員数」（平成25年12月31日現在）

○ 年齢別の状況



出典：全国都道府県議会議員会「全国都道府県議会議員年齢別調査」（平成25年7月1日現在）
 全国市議会議員会「市議会議員の属性に関する調査」（平成25年3月1日現在）
 全国町村議会議員会「町村議会実態調査」（平成25年7月1日現在）

地方分権改革のこれまでの経緯

主な経緯	
H5. 6 地方分権の推進に関する決議（衆参両院） H5. 10 臨時行政改革推進審議会（第3次行革審）最終答申 H6. 2 今後における行政改革の推進方策について（閣議決定） H6. 5 行政改革推進本部地方分権部会発足 H6. 9 地方分権の推進に関する意見書（地方六団体） H6. 12 地方分権の推進に関する大綱方針（閣議決定） H7. 5 地方分権推進法成立 H7. 7 地方分権推進委員会発足（委員長：諸井虔）（→ H13. 7解散） H10. 5 地方分権推進計画（閣議決定） H11. 7 地方分権一括法成立	第一次分権改革
H13. 7 地方分権改革推進会議発足（議長：西室泰三）（→ H16. 7解散）※H15. 6三位一体の改革についての意見 H14 ～17. 6 骨太の方針（閣議決定）（毎年） 17. 11 政府・与党合意	三位一体改革
H18. 6 地方分権の推進に関する意見書（地方六団体） H18. 7 骨太の方針（閣議決定） H18. 12 地方分権改革推進法成立 H19. 4 地方分権改革推進委員会発足（委員長：丹羽宇一郎）（→ H22. 3解散） H21. 12 地方分権改革推進計画（閣議決定） H23. 4 第1次一括法、国と地方の協議の場法等成立 H23. 8 第2次一括法成立 H25. 3 地方分権改革推進本部発足（本部長：内閣総理大臣） H25. 4 地方分権改革有識者会議発足（座長：神野直彦） H25. 6 第3次一括法成立 H25. 12 事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（閣議決定） H26. 5 第4次一括法成立	第二次分権改革

⇒ 義務付け・枠付けの見直し
事務・権限の移譲（国から地方、都道府県から市町村）など

最近の地方議会に関する制度改正の概要①(地方分権一括法(H11)以降)

改正年	項目	内容
平成11年 (地方分権一括法)	条例制定権の拡大	・ 機関委任事務の廃止に伴い、現行制度と同様「法令に反しない限り」全ての事務について条例を制定することができることとされた。
	百条調査権の対象拡大	・ 機関委任事務の廃止に伴い、自治事務にあつては「労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるもの」、法定受託事務にあつては「国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の調査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるもの」を除き、すべての事務に調査権が及ぶこととされた。
	議案の提出要件及び修正動議の発議要件の緩和	・ 議案の提出要件である「8分の1以上の者の賛成」及び「8分の1以上の者の発議」を「12分の1以上の者の賛成」及び「12分の1以上の者の発議」に改めることとされた。
	議員定数の法定定数の廃止 (条例制定数制度の導入)	・ 法定定数制度を廃止し、地方公共団体自らが議会の議決を経て条例により議員定数を定めることとされた。
	市区町村議会に係る議員定数の人口区分の大括り化と上限数の設定	・ 市区議会議員の定数について、人口区分が大括りにされた。(18区分から11区分に変更) ・ 2万以上5万未満は26人とし、市区については人口区分が上がるごとに原則4人ずつ増加させ、町村については人口区分が下がるごとに4人～2人ずつ減少させることとされた。
平成12年 (地方自治法改正) ※議員立法	国会に対する地方議会の意見書の提出	・ 当該地方公共団体の公益に関する事件につき、意見書を関係行政庁のほか、国会に対しても提出することができることとされた。
	政務調査費制度の創設	・ 条例の定めるところにより、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができることとされた。
	常任委員会の数の制限の廃止	・ 議会における人口段階別の常任委員会数の制限を廃止することとされた。

最近の地方議会に関する制度改正の概要②(地方分権一括法(H11)以降)

改正年	項目	内容
平成14年 (地方自治法改正)	議員派遣制度の創設	・ 議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができることとされた。
平成16年 (地方自治法改正)	定例会の招集回数の自由化	・ 議会の定例会について、回数に制限なく、毎年、条例で定める回数招集することができることとされた。
平成18年 (地方自治法改正)	専門的事項に係る調査制度の創設	・ 普通地方公共団体の議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができることとされた。
	議長への臨時会の招集請求権の付与、招集時期の明確化	・ 議長は、議会運営委員会の議決を経て、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができることとされた。 ・ 議員の定数の4分の1以上の者は、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができることとされた。 ・ 議長は、請求があつた日から20日以内に臨時会を招集しなければならないこととされた。
	委員会制度の改正	・ 議員の複数の常任委員会への所属制限を廃止し、議員は、少なくとも一の常任委員になることとされた。 ・ 常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会は、議会の議決すべき事件のうちその部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関するものにつき、議会に議案を提出することができることとされた。
	専決処分の要件の明確化	・ 専決処分の要件につき、「議会を招集する暇がない」から「議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかである」に明確化することとされた。

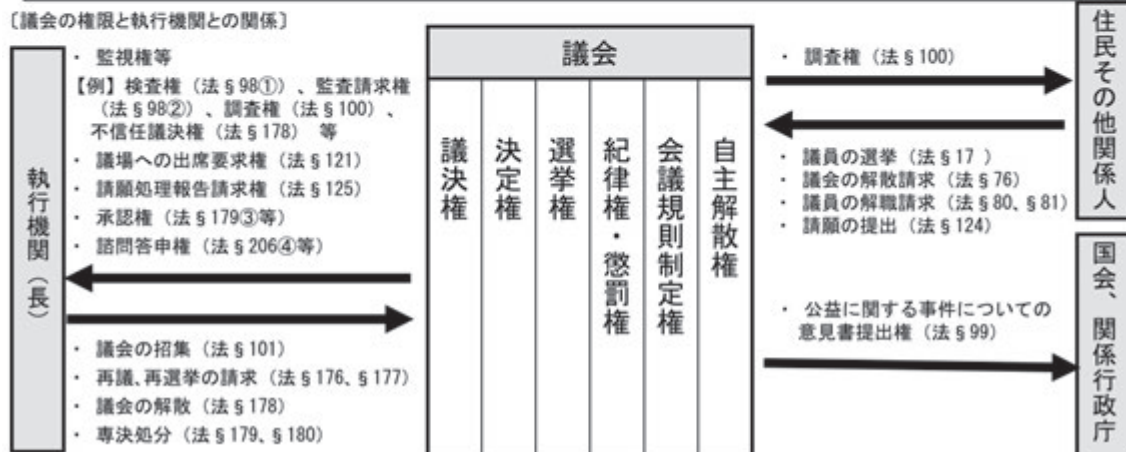
最近の地方議会に関する制度改正の概要③(地方分権一括法(H11)以降)

改正年	項目	内容
平成20年 (地方自治法改正) ※議員立法	議会活動の範囲の明確化	・ 議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができることとされた。
	議員の報酬に関する規定の整備	・ 行政委員会の委員等の報酬と同一となっている条項から議員の報酬の規定に係るものを分離し明確にするとともに、名称を「議員報酬」に改めることとされた。
平成23年 (地方自治法改正)	議員定数の法定上限の撤廃	・ 議員定数について、人口区分に応じて上限数を法定し、その数を超えない範囲内において条例で定数を定めるものとする制度を廃止することとされた。
	議決事件の範囲の拡大	・ 法定受託事務に係るものを一律に議決事件から除外していた制度について、法定受託事務についても国の安全に関すること等を除き、原則、条例で定めることができることとされた。
平成24年 (地方自治法改正)	通年会期制の導入	・ 議会は、条例で定めるところにより、定例会及び臨時会とせず、毎年、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とすることができることとされた。
	議長への臨時会招集権の付与	・ 議長による臨時会の招集請求のあった日から20日以内に議長が臨時会を招集しないときは、議長は臨時会を招集することができることとされた。 ・ 議員定数の4分の1以上の者による臨時会の招集請求のあった日から20日以内に議長が臨時会を招集しないときは、議長は臨時会を招集しなければならないこととされた。
	委員会に関する法定事項の簡素化	・ 委員会に関する規定を簡素化し、委員の選任方法等について法定事項を条例に委任することとされた。
	公聴会、参考人招致の本会議実施の法定化	・ 本会議においても、公聴会の開催、参考人の招致をすることができることとされた。
	政務調査費から政務活動費への改正 ※議員修正	・ 政務調査費の名称を「政務活動費」に、交付目的を「議員の調査研究その他の活動に資するため」に改め、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めることとされた。

地方議会について

- 地方議会は、憲法第93条第1項の「議事機関」として地方公共団体に設置されている。
- 地方議会は、住民全体を代表する機関であり、住民の直接選挙で選出される議員により構成される。
- 地方議会は、地方公共団体の意思を決定する機能及び執行機関を監視する機能を担うものとして、同じく住民から直接選挙された長(執行機関)と相互にけん制し合うことにより、地方自治の適切な運営を実現することとされている。
- 地方自治法上、地方議会は、都道府県・市区町村の別、又はその団体の規模を問わず、一つの制度として定められている。

〔議会の権限と執行機関との関係〕



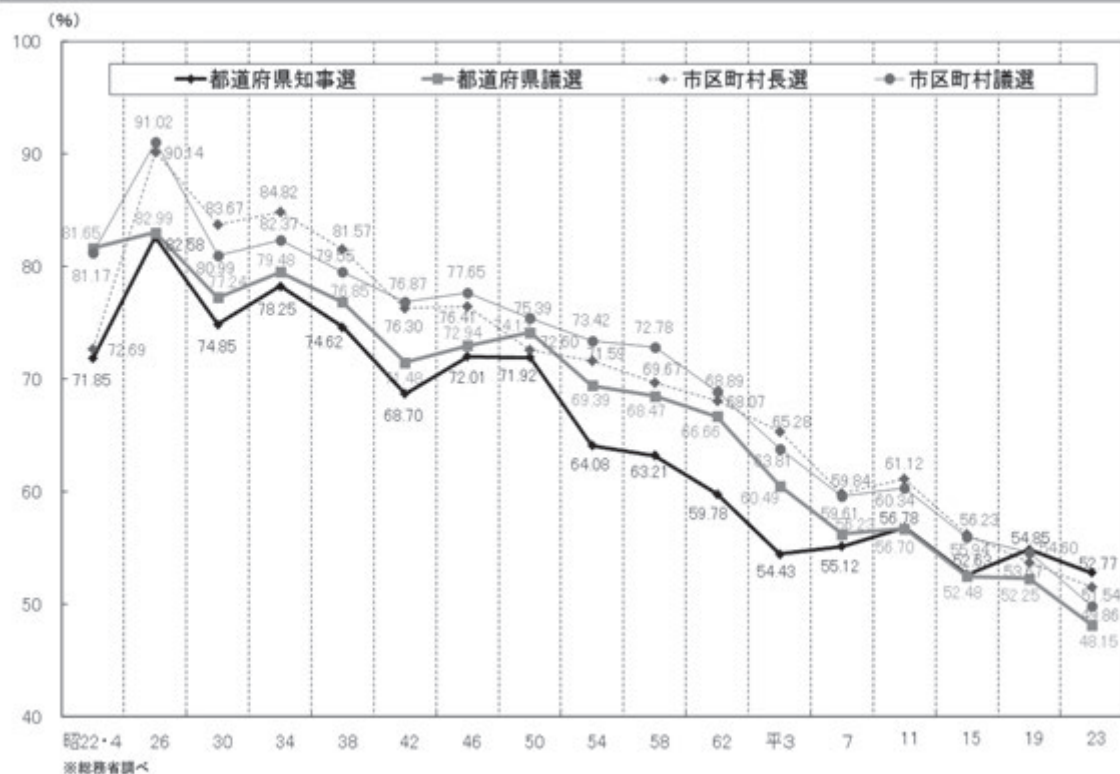
地方議会の課題

- ① 地方議会に期待されている役割や機能は十分に発揮されているか。



意思決定、監視機能の発揮が住民の目に明らかとなっているか。

統一地方選挙における投票率の推移



政務活動費について

改正の経緯

平成24年地方自治法改正（議員修正※）
平成24年9月5日公布、平成25年3月1日施行

- ・ 平成12年に議員立法で「政務調査費」を創設
- ・ 三議長会の要望を踏まえた議員修正により、平成24年の地方自治法改正で「政務調査費」から「政務活動費」に改正
 - ※ 民主党・無所属クラブ、自民党・無所属の会、国民の生活が第一・きづな及び公明党の4派共同提案による議員修正

（改正の内容）

- ① 「政務調査費」から「政務活動費」へ名称変更
- ② 「調査研究」から「調査研究その他の活動」に充当可能範囲を拡大
- ③ 充当可能範囲は条例で定めることを新設
- ④ 議長への使途の透明性確保の努力義務を新設

政務活動費制度の概要

- ・ 地方公共団体は、条例で定めるところにより、議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部を交付
- ・ 交付対象 議員又は会派
- ・ 交付対象・額・方法・充当可能範囲 条例で規定
- ・ 交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収支報告書を議長に提出
- ・ 議長は政務活動費の使途の透明性の確保に努める

地方議会の課題

- ② 住民の関心や信頼を十分に得られているか。



**議会・議員活動の説明責任、
議会のあり方が問われている。**

パネルディスカッションのテーマ

テーマ１ 地方自治体の政策形成において、住民代表機関である議会としてどのような役割が求められているか。

テーマ２ 住民の信頼を確保するために、議員として、また議会としてどのような活動や取組が求められるか。